茂原市監査委員 風戸 博恭 様 茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市長 田中 豊彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和4年10月18日 付け茂監第110号)

福祉部	社会福祉課

監 査 結 果

- ・事業報告書が条例に定める期日までに社会福祉協議会から提出されていなかった ことから、現状を把握したうえで適切な対応を図られたい。
- ・社会福祉協議会を非公募により指定管理者とした合理的理由について、分かりやすく説明できるよう整理されたい。

また、施設を有効に活用するため、指定管理者制度のメリットを十分に活かした運営がなされるよう社会福祉協議会と更なる連携を図られたい。

措置内容

- ・事業報告書については、今年度から茂原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等 に関する条例に定める期日(年度終了後60日以内)までに提出するよう指示をした。
- ・社会福祉協議会を非公募により指定管理者としている合理的理由は、社会福祉法第 109条にて地域福祉の推進を図ることを目的とする本市唯一の団体として位置付けられており、廃業の可能性が極めて低いため、安定した事業の継続が見込めるからである。

また、利益を優先する団体でないことから、経営状況に左右されることなく継続して安 定したサービスが提供でき、仮に利益が発生した場合も社会福祉協議会の事業に還元さ れるため、本市における福祉の推進に役立つものである。

施設の有効活用については、現在、指定管理者として指定している社会福祉協議会の 社会福祉団体としての活力やノウハウを活用している。今後も経費の削減や利用者のニ ーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスが提供できるよう、更なる連携を図っ ていく。